

議案第44号

加西市農業委員会委員等の定数に関する条例の制定について

加西市農業委員会委員等の定数に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成29年9月1日提出

加西市長 西村 和平

加西市農業委員会委員等の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 次に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員 9人
- (2) 農地利用最適化推進委員 15人

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月2日から施行する。

(準備行為)

- 2 農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(加西市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

- 3 加西市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(昭和42年加西市条例第19号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年加西市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部委員の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額	24,900	市長相当額
-------------	----	--------	-------

(審議資料)

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるもの。
(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

【概要】

- (1) 定数：農業委員会委員 9 名 農地利用最適化推進委員 15 名
- (2) 農地利用最適化推進委員の報酬を規定 月額 24,900 円
- (3) 加西市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止

政策等の形成過程説明資料

平成29年9月定例会

議案等の件名	議案第44号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市農業委員会委員等の定数に関する条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の一部改正に伴い、農業委員会の委員については、公選制が廃止され、議会の同意を得て市長が任命する方法に改められた。また、農業委員会の委員とは別に、新たに農地の出し手と受け手への働きかけ等を行ない、農地利用の集積を進める「農地利用最適化推進委員」が新設された。それぞれの定数については条例で規定する必要がある。新たに条例を制定する。併せて、農地利用最適化推進委員の報酬について、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年加西市条例第16号)を一部改正するとともに、加西市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(昭和42年加西市条例第19号)を廃止するもの。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

委員の改選時期に備え各市町で、農業委員・最適化推進委員の定数等について条例を制定している。平成30年度に任期満了を迎える市町は8市町(神戸・川西・西脇・三木・小野・加西・加東・多可)

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- ・農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項
- ・加西市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(廃止)
- ・特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(一部改正)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
8,312				8,312

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

予算額は現定員(20人)程度
 旧体制:20人定員で8,252千円/年
 新体制:農業委員9人・農地利用最適化推進委員15人で8,312千円/年、差額60,000円/年の増。

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

ア.農業委員、JA、土地改良区、議会推薦者からなる農業委員会内の農政対策部会で検討(1月~3月、3回)

イ.農業委員長から加西市長へ、条例化に向けての適正人員等についての要望書を提出(4/24)

ウ.パブリックコメント実施なし。

⑨【政策の効果予測】

農地利用最適化推進委員の農地利用の最適化推進活動により、担い手への農地利用の集積・集約化、日常の農会や農家が抱える農地及び人などに関する課題について、相談役、仲介役としての活動が期待される。

「農業委員」は公選制が廃止され市長が議会の同意を得て任命すること、また「農地利用最適化推進委員」は農業委員会が委嘱することとなる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
農業委員会事務局	農業委員会事務局	有・ 無